

議案第30号

特別区道路線の変更について

上記の議案を提出する。

平成30年2月6日

提出者 墨田区長 山 本 亨

特別区道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり特別区道路線を変更する。

記

路線名	路線の起終点		備考
特別区道京島1009号路線	変更前	墨田区京島一丁目25番から 墨田区京島一丁目21番まで	別紙図面 のとおり
	変更後	墨田区京島一丁目21番から 墨田区京島一丁目21番まで	

（提案理由）

地域の防災性向上と円滑な交通環境の整備を図るため、本路線を変更する必要がある。